

ユニット型 地域密着型特別養護老人ホームおうるの郷 料金表

(平成29年4月現在)

単位：円

第1段階【住民税非課税世帯で、老齢福祉年金又は生活保護受給者の方】						
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本サービス費(日)	625	691	762	828	894	
加算	夜勤職員配置加算	46	46	46	46	46
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12	12	12	12	12
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	口腔衛生管理加算(月)	30	30	30	30	30
	栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	利用料合計	23,263	25,407	27,714	29,858	32,003
実費	居住費	820	820	820	820	820
	食費	300	300	300	300	300
月計(30日)	56,863	59,007	61,314	63,458	65,603	
第2段階【住民税非課税世帯で、所得と年金の合計が80万円以下の方】						
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本サービス費(日)	625	691	762	828	894	
加算	夜勤職員配置加算	46	46	46	46	46
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12	12	12	12	12
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	口腔衛生管理加算(月)	30	30	30	30	30
	栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	利用料合計	23,263	25,407	27,714	29,858	32,003
実費	居住費	820	820	820	820	820
	食費	390	390	390	390	390
月計(30日)	59,563	61,707	64,014	66,158	68,303	
第3段階【住民税非課税世帯で、所得と年金の合計が80万円を超える方】						
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本サービス費(日)	625	691	762	828	894	
加算	夜勤職員配置加算	46	46	46	46	46
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12	12	12	12	12
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	口腔衛生管理加算(月)	30	30	30	30	30
	栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	利用料合計	23,263	25,407	27,714	29,858	32,003
実費	居住費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	食費	650	650	650	650	650
月計(30日)	82,063	84,207	86,514	88,658	90,803	
第4段階以上【住民税課税世帯の方】						
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本サービス費(日)	625	691	762	828	894	
加算	夜勤職員配置加算	46	46	46	46	46
	看護体制加算(Ⅰ)イ	12	12	12	12	12
	サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
	口腔衛生管理加算(月)	30	30	30	30	30
	栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
	介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	利用料合計	23,263	25,407	27,714	29,858	32,003
実費	居住費	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970
	食費	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380
月計(30日)	123,763	125,907	128,214	130,358	132,503	
対象者のみ	初期加算(入所日から30日間のみ)		1日	30		
	外泊時費用		1日	246		
	療養食加算		1日	18		
	若年性認知症入所者受入加算		1日	120		
	在宅・入所相互利用加算		1日	40		
	在宅復帰支援機能加算		1日	10		
	退所時相談援助加算		1回	400		
	退所時前後訪問相談援助加算		1回	460		
	退所前連携加算		1回	500		

※合計金額は、すでに介護職員処遇改善加算(8.3%)を乗じた金額になっています。

※基本サービス費と各種加算につきましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※利用料段階第1段階～第3段階の方については介護保険の1割負担分(各加算の1割負担分も含む)の1月の合計が高額サービス費の対象となります。